

# 保管金の電子納付に関するQ & A

令和3年2月

那覇地方裁判所  
那覇家庭裁判所

Q 1 電子納付の利用者登録はどちらの裁判所でできますか。

A 1 全国の裁判所の本庁、支部及び簡裁（ただし、支部及び簡裁は出納官吏が設置されている庁に限る。）において、「電子納付利用者登録申請書」を提出して利用者登録を行うことができます。また、登録後は、即時に電子納付を御利用いただけますので、最寄りの裁判所で是非御登録ください。

なお、那覇地家裁管内においては、次の場所で手軽に利用者登録の申請ができます。

- ① 地裁本庁 会計課経理係（保管金担当）（高地裁合同庁舎1階）
- ② 家裁本庁 会計課経理係（家裁庁舎1階）
- ③ 沖縄支部 庶務課会計係（2階）
- ④ 名護支部、平良支部及び石垣支部 各庶務課（1階）

Q 2 「電子納付利用者登録申請書」の用紙は裁判所の窓口でしかもらえませんか。

A 2 裁判所ホームページから印刷した用紙も御使用いただけます。

Q 3 登録コードの発行まで時間はどれくらいかかりますか。

A 3 那覇地家裁管内では、いずれの担当係においても、窓口が混雑して

いなければ、「電子納付利用者登録申請書」の記入，職員によるシステム入力・確認作業の時間を含めて，20分程度で登録が完了します。その場でお待ちいただかないで，郵送でお送りすることも可能です。

Q 4 登録コードの有効期限はありますか。

A 4 有効期限はありませんが，2年間御利用のない場合には，登録コードは抹消されてしまいますので御注意ください。

Q 5 登録コードは全国の裁判所共通ですか。

A 5 全国の裁判所共通です。那覇地家裁以外の裁判所に電子納付する際にも御利用いただけます。

Q 6 登録内容を変更することはできますか。

A 6 「電子納付利用者変更申請書」を御提出いただくことで，提出者情報を変更することはできますが，還付先情報については変更することができません。還付先情報を変更する場合には，利用者登録の抹消及び新たな利用者登録の申請を行っていただくこととなります。

Q 7 電子納付はすべての保管金に利用できますか。

A 7 民事執行事件における買受申出保証金及び売却代金及び家事事件における寄託金は，現在，電子納付の対象外のため御利用いただけません。

Q 8 郵便料の予納に電子納付を利用できますか。

A 8 現在のところ，地方裁判所で審理する民事訴訟事件，手形訴訟事件，行政訴訟事件，労働審判事件，控訴事件，再審事件，不動産執行事件，第三者からの情報取得事件，財産開示事件及び地方裁判所における高等裁判所への控訴提起事件，上告提起事件で利用できます。

Q9 インターネットバンキングやペイジー対応のATMを利用したことはありませんが、簡単に利用できますか。

A9 インターネットバンキングについては、お取引されている金融機関との契約は必要となりますが、スマートフォンやパソコンから24時間365日、いつでも御利用いただけます。ペイジー対応のATMについても、利用可能時間内であれば、いつでも御利用いただけます。

ただし、金融機関によって、休日・夜間の利用には時間外手数料が掛かる場合がありますので御注意ください。

いずれのサービスにおいても、裁判所からお渡しした保管金提出書記載の「収納機関番号」、「納付番号」及び「確認番号」を入力するだけで簡単に保管金を納付いただけます。

Q10 電子納付を利用した場合、保管金の受入日はいつになりますか。

A10 即時に保管金を管理する日本銀行の口座に入金されるため、電子納付を利用していただいた当日が受入日となります。ただし、この口座に午後5時以降に着金すると、裁判所が当日の入金を確認できない場合があります。どうしても当日に受入を確認したい場合（保釈保証金の納付等）には、余裕を持って手続きを行ってください。

Q11 保管金に残額が生じた場合、どのような方法で返還されますか。

A11 利用者登録の申請時に指定された口座に振り込まれることとなります。手続等は一切不要ですが、申請時の還付先情報に変更がある場合には、あらためて「電子納付利用者登録申請書」を提出していただく必要がありますので御注意ください。

Q12 還付先として指定する口座に制限はありますか。

A12 保管金を提出する御本人名義の口座を指定していただく必要があります。家族を含む他人名義の口座を指定することはできません。

Q13 保管金が還付される場合には何らかの連絡がありますか。その際に対象となる事件は特定できますか。

A13 利用者登録申請時に還付先として指定された口座への振込を行う際に、事件番号や還付金額等を記載した「保管金振込通知書」をお送りします。そちらで対象事件を御確認いただけます。

Q14 保管金が還付される場合の通帳上の記載はどのようになりますか。どの予納分が返還されたのか分かる記載になっていますか。

A14 通帳には振込元の裁判所名が記載されます。複数件の保管金が同一日に還付される場合には、合算して記載されることとなりますので、「保管金振込通知書」により事件ごとの内訳金額を御確認ください。